

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、派遣労働者として自動車部品を製造する工場に勤務していたが、部品の検査業務中に右腕が動かなくなり、次いで右足も動かなくなり、立っていることも出来なくなったため、〇病院に救急搬送され、「左脳梗塞」と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

脳梗塞で仕事場で倒れ、今も右半身マヒが残っているのは長時間労働と立ちづめ作業、細かい部分の判別で神経を使ったことが原因である。したがって、監督署長が行った不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 被災者が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及びおおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。発症前1か月の時間外労働時間数は、65時間14分、月平均時間外労働時間として最大の発症前2か月目の平均時間外労働時間数は、77時間51分であり80時間を超えるものではない。6か月目までの各月の平均時間外労働時間数は、いずれも60時間台であり、80時間を超えるものではない。その他の負荷要因となるものは認められない。
- (4) 地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会は、「MRA検査では、左中大脳動脈が内頸動脈から分岐した直後の位置で閉塞していることが認められた。さらに、頭蓋外の外頸動脈の枝から頭蓋内への側副血行が認められる。この事実から以前から左中大脳動脈狭窄を起こし、血流が少なかったものと考えられる。狭窄の原因は動脈硬化によるものと推定される。この狭窄が関連する基礎疾患と認められる。」と意見している。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、1か月当た

りの時間外労働時間数は、発症前2か月目に90時間28分とやや長いものの、発症前6か月の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最長が発症前2か月間の77時間51分であり、業務と発症との関連性が高いと評価できるおおむね80時間を上回る時間数には至っていない。

エ 請求人が従事した業務内容は、配管部品の検圧検査であり、拘束時間の長い業務、出張の多い業務、交替制勤務・深夜勤務も認められず、作業環境についても特に見るべきものはない。作業自体は立ったままの検査作業ではあるが、同僚等によれば、肉体的、精神的に普通程度の業務内容であり、負荷要因として評価すべきものはない。

請求人の業務内容のほか、労働時間以外の負荷要因についても特段評価すべきものはなく、長時間の加重業務に従事していたとは認められない。

オ 請求人の健康状態についてみると、請求人は発症前、疾患で受診した記録はなく、健康診断の結果の記録もないため、脳・心臓疾患専門部会は、「異常所見を持っていたかは判断できないが、MRA検査では、左中大脳動脈が内頸動脈から分岐した直後の位置で閉塞しているのが認められ、さらに、頭蓋外の外頸動脈の枝から頭蓋内への側副血行が認められる。この事実から恐らく以前から左中大脳動脈狭窄を起し、血流が少なかったものと考えられる。狭窄の原因としては動脈硬化によるものと推定され、この狭窄が関連する基礎疾患と認められる。」と所見している。

## (2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。